

我孫子市放射線量測定器貸出し要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の身近な生活環境等の放射線量を把握するため、市民や自治会等の要望に基づき市が保有する放射線量測定器を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し機器)

第2条 貸し出す機器は、シンチレーション式放射線量測定器とする。

2 貸し出す台数は、1回につき1台とする。

(対象者)

第3条 この要領に基づき放射線量測定器の貸出しを申請できる者は、本市に住所を有する個人又は自治会、法人等の団体とする。

(貸出し期間等)

第4条 放射線量測定器の貸出し期間は、個人又は法人等の団体の場合は貸出しを受けた当日のみとし、自治会の場合は構成世帯数等に応じて、貸出しを受けた日から4日以内とする。

2 貸出しは、午前9時からとし、返却は午後4時までに行うものとする。

3 市長は、必要と認める申請について、第1項に規定する貸出し期間を延長することができるものとする。

(申請及び受付)

第5条 放射線量測定器の貸出しを受けようとする者は、我孫子市放射線量測定器貸出し申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請にあたっては、運転免許証その他本人確認できる書類を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、放射線量測定器を貸し出すものとする。

(利用者の責務)

第6条 放射線量測定器の貸出しを受けた者は、当該測定器を紛失し、又は著しい損傷を与えた場合は、損害賠償の責めを負うものとする。

2 放射線量測定器の貸出しを受けた者は、第4条に規定する貸出し期間及び返却時間を厳守するように努めなければならない。

3 放射線量の測定は、原則、自己の所有又は管理する土地又は建物において行うものとし、他の者が所有又は管理する土地又は建物において測定する場合は、自己の責任において、当該土地又は建物の所有者の許諾を受けた上で測定を行うものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、放射線量測定器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

放射線量測定器貸出し申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

申請者（住所又は所在地）

（氏名又は名称）

（電話番号）

（携帯電話番号）

我孫子市放射線量測定器貸し出し要領第5条第1項に基づき、次のとおり放射線量測定器の貸出しを申請します。

| 使 用 日 | 年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで | |
|--|---------------------|-----|
| 注 意 事 項 | | 確 認 |
| ● 放射線量測定器の返却は、午後4時までをお願いします。 | | |
| ● 故障、紛失の場合は、申請者の責任において弁償をお願いします。 | | |
| ● 申請者以外の所有又は管理する土地又は建物における測定は、自己の責任において、当該土地又は建物の所有者の許諾を受けた上で行うようお願いします。 | | |

※注意事項の内容を了承して頂けましたら、確認の欄にチェックまたは○をご記入ください。

以下の欄には記入しないでください。

| 受 付 日 | 本人確認 | 貸し出し機器番号 | 返却確認 |
|-------|------|----------|------|
| | | | |